

学校体育施設利用時の注意事項

下記の内容を遵守し、学校施設であることを前提に、丁寧なご利用をお願いします。
なお、注意事項に反した活動が確認された場合や、学校活動及び近隣住民の生活に支障がある場合には、利用停止又は許可の取消をさせていただきます。

【共通】

- 1 利用登録した利用時間を遵守してください。準備・片付けは利用時間内に行っていた
だき、利用後は速やかに学校敷地内から退出してください。
- 2 スポーツ振興課から通知される利用日程表を必ず確認し、利用できない日程を確認し
てください。
- 3 活動時に発生した全てのもの（ゴミ・空き缶等）は必ず持ち帰ってください。
- 4 自転車・自動車等は、決められた場所に整理して駐車してください。
また、交通安全には十分に注意してください。
- 5 校舎内には立ち入らないでください。
- 6 楽器等を利用する場合は特に注意し、音量や時間帯など十分留意した上で活動してく
ださい。
- 7 貸し出した利用施設のカギを複製しないでください。
なお、カギを紛失した場合には、団体費用負担で対象施設の施錠設備全体の改修と、
その時点で作成されているカギの数量を作成していただきます。
- 8 トイレの利用後は、常に清潔にしてください。
また、施設に施錠が必要な場合には利用前後に必ず確認してください。
- 9 忘れ物・落し物等について、市及び学校は一切責任を負いません。
- 10 学校敷地内は全面禁煙です。
- 11 学校施設及び備品等について、活動時に破損等が確認された際には、速やかにスポー
ツ振興課に報告してください。
- 12 施設及び備品等の破損・損傷・紛失等の損害について、利用団体の活動が原因となる
場合、利用団体において損害を賠償していただきます。
- 13 選挙の投票所会場となっている学校については、選挙前日の午後と当日は終日、学校
開放事業として使用できません。駐車場も含め、絶対に利用しないでください。

【校庭】

- 1 雨天や霜、その他の理由により、活動することによって校庭の状況が悪くなると想
定される場合には利用しないでください。
また、利用途中に雨が降り出した場合等は、利用を中止してください。
- 2 利用後は必ず校庭整備等を行い、適切な校庭状況にしてください。
- 3 植栽や花壇、生物を大切にしてください。

【体育館】

- 1 土足で出入りしないでください。
- 2 利用後は必ず清掃し、備品等を片付け、適切な状況にしてください。
また、照明の消灯と施錠を必ず確認してください。
- 3 照明設備以外の設備（ステージ設備等）は、触れないでください。
- 4 火気厳禁です。
- 5 蹴る、投げる等の行為により壁にボールをぶつけないよう注意してください。
※破損等した場合には修理代等をお支払いいただく場合があります。

【緊急時の連絡先】 久喜市役所 スポーツ振興課 スポーツ施設係
電話0480-22-1111（内線2273、2274）